

平成18年度 第5回 北九州市地方独立行政法人評価委員会

次 第

日 時： 平成18年7月21日（月） 15：00～

場 所： 市庁舎 5階 特A会議室

【議 題】

- 1 北九州市立大学との意見交換について
- 2 平成17事業年度財務諸表及び利益処分の承認について
- 3 平成17年度公立大学法人北九州市立大学の業務の実績に関する評価結果について
- 4 その他

次回日程等

北九州市立大学の法人化と改革

北九州市立大学学長 矢田 俊文

1

北九州市立大学の使命 — 定款、中期目標

公立大学法人北九州市立大学は、

産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史、環境問題への取組という北九州地域の特性を活かし、

- ①豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成
 - ②地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成
 - ③地域の産業、文化、社会の発展と魅力の創出への貢献
 - ④アジアをはじめとする世界の人類と社会の発展への貢献
- を基本理念とする。 (中期目標)

2

北九州市立大学の5つの基本戦略

人材育成と研究を通じて地域に根ざし、地域を変革する大学

1. 入試・教育・就職まで一貫した**教育のシステム化**
2. 透明な人事と厳格な評価による、**教育・研究の質の向上**
3. 社会人教育、産学連携の強化による**地域連携大学の構築**
4. 交換留学生の増加による**異文化交流キャンパスの実現**
5. **リーダーシップ**と学内合意形成重視の**機動的・戦略的運営**

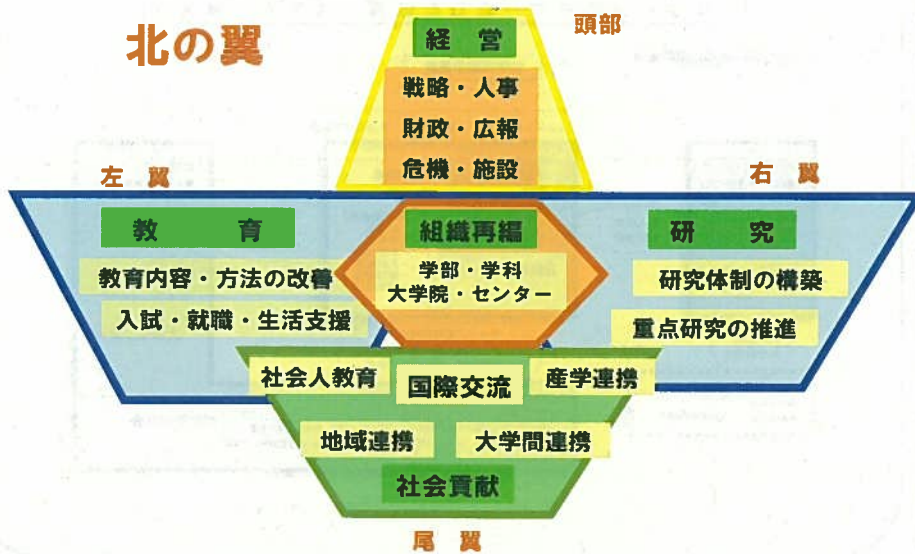
3

改革の実施体制（期間：平成17年度～平成22年度）

1. 中期計画のデザイン化 「北の翼」の作成
2次元化—計画項目の配置・相互関連図作成
経営・教育・研究・社会貢献の4本柱と組織再編
2. 各種委員会設置、部局長主導・教職員参加
3次元化—改革推進者の参画、厚みをつける
3. 改革工程表の作成
4次元化—委員会報告に基づく実施プランの提起
設置者と予算折衝

4

北九州市立大学の中期計画のイメージ



5

北九州市立大学 教育分野 5つの重点

1. 入試から就職まで一貫した教育のシステム化
(入試センター、就職支援センターの設置、学生部強化)
2. 明確な人材育成像—幅広い教養と基礎的専門の修得
(教養教育の充実—基盤教育センターの設置、学部横断カリキュラム)
3. 学部・学科・大学院の再編—選択と集中による教員再配置
4. 社会人教育の充実—専門職大学院の設置、夜間主見直し
5. 国際人教育の充実—交換留学生の増加、支援の強化

6

北九州市立大学教員評価概略

1. **学部評価委員会**（学部長・学科長等で構成）が評価
2. 評価領域 **教員が領域ウエイト申告**、教育＞30%
教育（担当実績、教育内容、授業評価）
研究（成果、支援活動、基盤活動、外部評価）
管理運営領域（学部内業務、全学業務）
社会貢献領域
3. 評価－**5段階**、特別点加点 －8から＋8
4. **研究費配分**に反映－全体の30%原資
5. **教授等昇任**に反映
6. 学部長、副学長については学長が評価

9

2. 教員の教育環境の改善←**規制緩和**
 - ① 教員研究費執行の弾力化（**旅費の制限緩和**）
 - ② 図書購入における立替払い、**Internet購入可**
 - ③ PC等**研究用機器の購入の迅速化**
②、③で発注から引渡まで1ヶ月→最短3日
 - ④ ポスト（役職）明示の独自の職員証の発行
 - ⑤ 研究室からの**海外通話可**
3. 学生の利便性の向上
 - ① **昼休み時間の窓口開放**（学生課、教務課）
 - ② 学年暦の改善（正月休み5日延長）

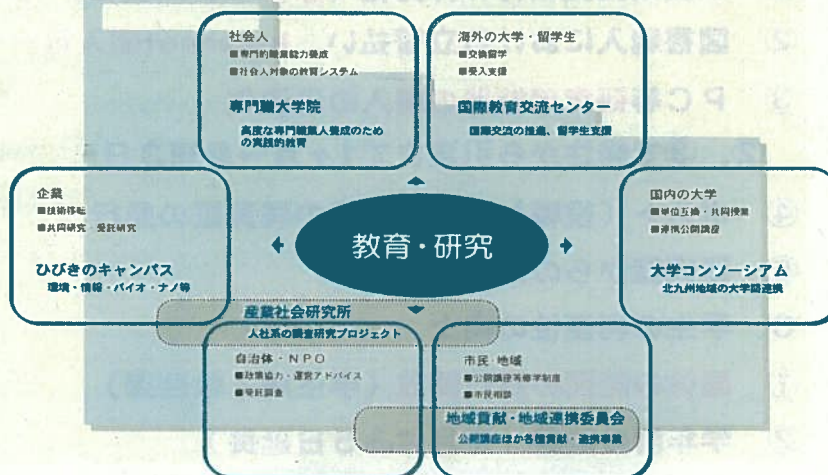
10

北九州市立大学 社会貢献分野 5つの重点

1. **北九州学術研究都市**における産学官連携
国際環境工学部、九州工業大学、早稲田大学、FAISとの連携
2. 北九州・4大学コンソーシアムの形成
九州工業大学、九州歯科大学、産業医科大学との連携
3. 社会人教育の強化—**Business School**の設置、
社会人入学・履修の見直し、公開講座等の再編
4. 人文・社会科学の産学・官学共同研究・調査の強化
都市政策研究所の設置、地域貢献室の強化
5. 研究者の社会活動の強化—審議会・マスコミ・講演—
兼業規制の緩和

11

大学の教育・研究をいかした社会貢献の推進



12

北九州市立大学 ビジネス・スクール構想

コンセプトー北九州地域で蓄積された経営・技術・科学
K²BS 「知識」の次世代社会人への系統的移転

大学の知ー経営学・会計学・行政学・財政学・地域経済学
企業の知ー企業実務、自治体実務、団体実務、企業技術

1. ものづくり中堅・中小企業の担い手の養成
2. 中国ビジネスの担い手の養成
3. 環境ビジネスの担い手の養成
4. 福祉・医療法人経営等NPOの担い手の養成
5. 地域づくり自治体幹部の養成

13

地域政策形成分野の社会連携ー産業社会研究所の改組

地方自治体、経済団体、市民団体、企業法人等

(市立大学産業社会研究所
+ 北九州都市協会)

市立大学・都市政策研究所

4学部1研究科教員

専任所員

外国学部

法学部

経済学部

文学部

社会システム
研究科

14

日本一留学生に親切な大学 5つの理由

1. 留学生の大きな悩み・授業料は・・・授業料減免

本学では、留学生ほぼ全員に対して授業料を減免し、留学生の経済的負担を軽減しています。

2. がんばる留学生には・・・奨学金制度

本学同窓会から、日本人学生と同様留学生に対しても優秀な学生に対して、奨学金を出しています。

3. 万一の病気に備えて－国民健康保険料の補助 9割

4. 心の支え「日本のお母さん」－フォーラム小倉南、ひびきの

5. 日本語教育、留学生教育の拠点－国際教育交流センター

15

北九州4大学・コンソーシアムの形成

九州工業大学

北九州市立大学

九州歯科大学

産業医科大学

1. 4学長会議定期開催

2. 情報の共有

3. 共同公開講座

4. カリキュラムの調整

5. 施設・設備の共同利用

16

北九州市立大学 経営分野 5つの重点

1. 機動的・戦略的運営—**リーダーシップ**の確立
2. **教育研究審議会主導**の教育・研究の改革
3. **教員評価**の実施と透明・柔軟な教員人事
4. 堅実な**財政運営**と重点的な施設整備
5. **広報**の充実と**危機管理**体制の強化

17

執行体制

1. **執行部会議**の定例化—隔週火曜日、午前2時間
2. **教育研究審議会**—隔週火曜日午後2時間
3. **経営審議会**、**役員会**—3カ月1回
4. **経営企画室**の設置—中期計画工程管理
5. 同 **ワーキンググループ**—各学部学科長1名
6. **広報センター**設置—情報一元化、学内広報発刊

18

教育研究審議会 2006年度 新陣容

学 長	矢田 俊文	社会システム研究科長	谷村 秀彦
副学長	晴山 英夫	学術情報総合センター長	棚次 奎介
副学長	国武 豊喜	入試センター長	伊野 憲治
副学長	近藤 倫明	国際教育交流センター長	伊藤 健一
事務局長	羽田野隆士	学生部長	柳井 雅人
外国語学部長	板谷 俊生	教務部長	中野 博文
文学部長	木下 善貞	基盤教育センター副センター長	
経済学部長	迎 由理男		漆原 朗子
法学部長	三宅 博之	地域貢献室副室長	吉塚 和治
国際環境工学部長	松藤 泰典	評価室副室長	前田 淳

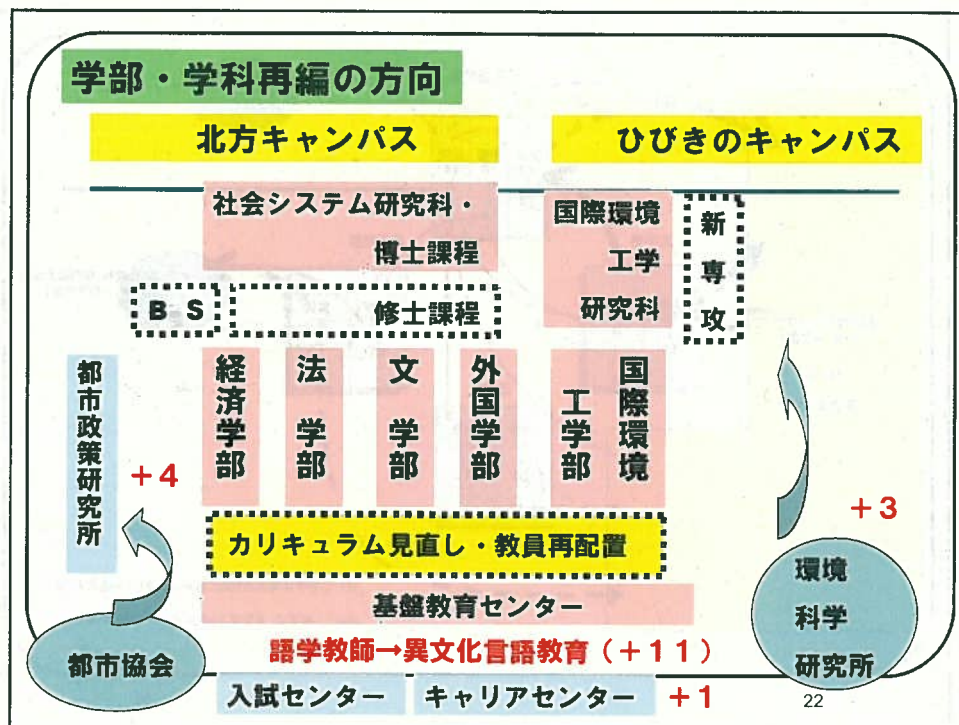
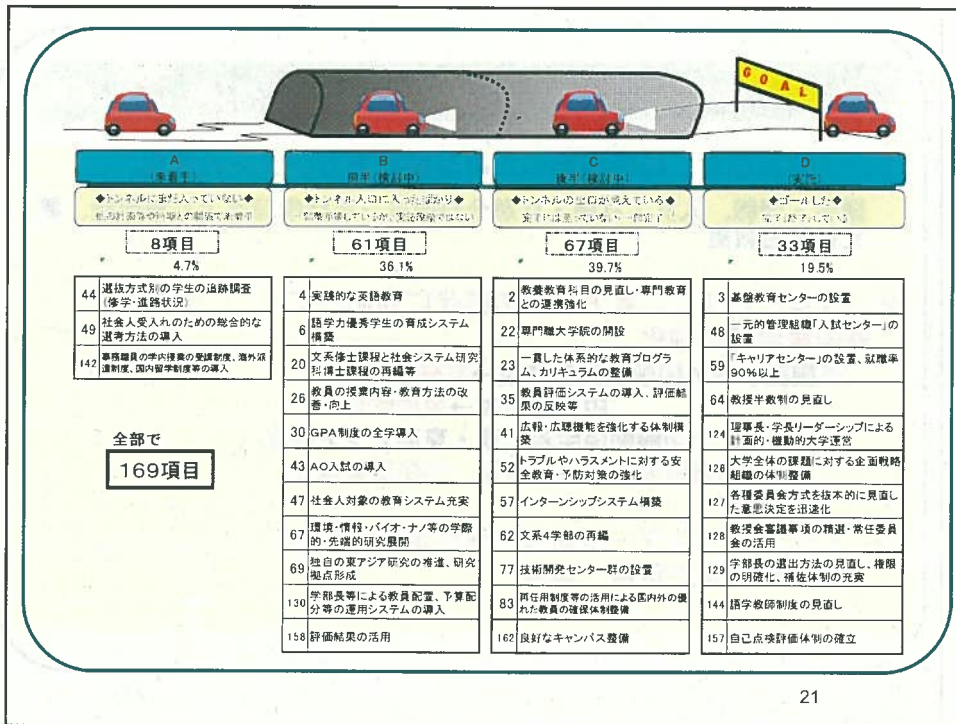
青は執行部、黒は部局長、赤は学部・学科再編小委員（学長指名）

19

平成17年度改革実績

1. 規制緩和⇒研究教育環境の改善
2. 中期計画具体化プラン=北の翼の策定
3. 教員人事制度の見直し
4. 新組織設置
 - H18.4 基盤教育センター、入試センター、キャリアセンター、広報センター、都市政策研究所設置
 - H19.4 BS設置
5. 教員定員増加-キャリアセンター(+1)、産業社会研究所と都市協会との統合(+4)、環境科学研究所(+4)、「異文化言語教育担当教員」の定員化(+3-順次実現)

20



平成18年度学部学科再編（19年度実施）骨子

1. 「教養教育」の再構築のため基盤教育センターの強化

語学・情報、人文・社会・自然分野教員—専門学部等より再配置、異文化言語教員

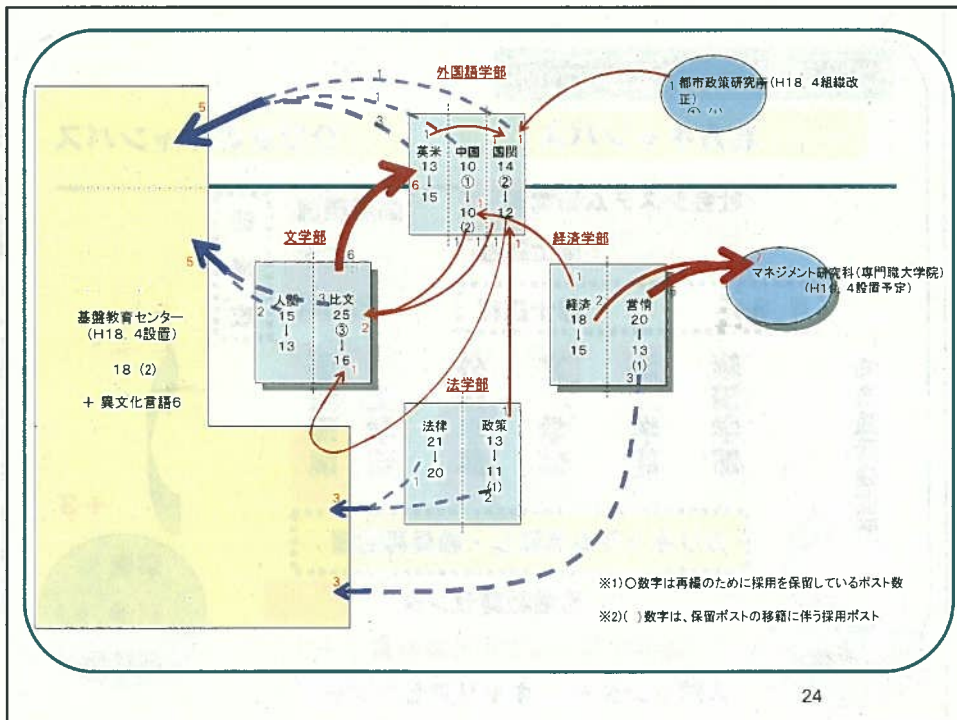
2. グローバル化、東アジアの時代に対応して外国語学部の強化

外国語学部外国学科英語専攻→**英米学科**へ
 中国語専攻→**中国学科**へ
 国際関係学科—東・東南アジア強化
学内教員移動で教員定員増、学生定員増加

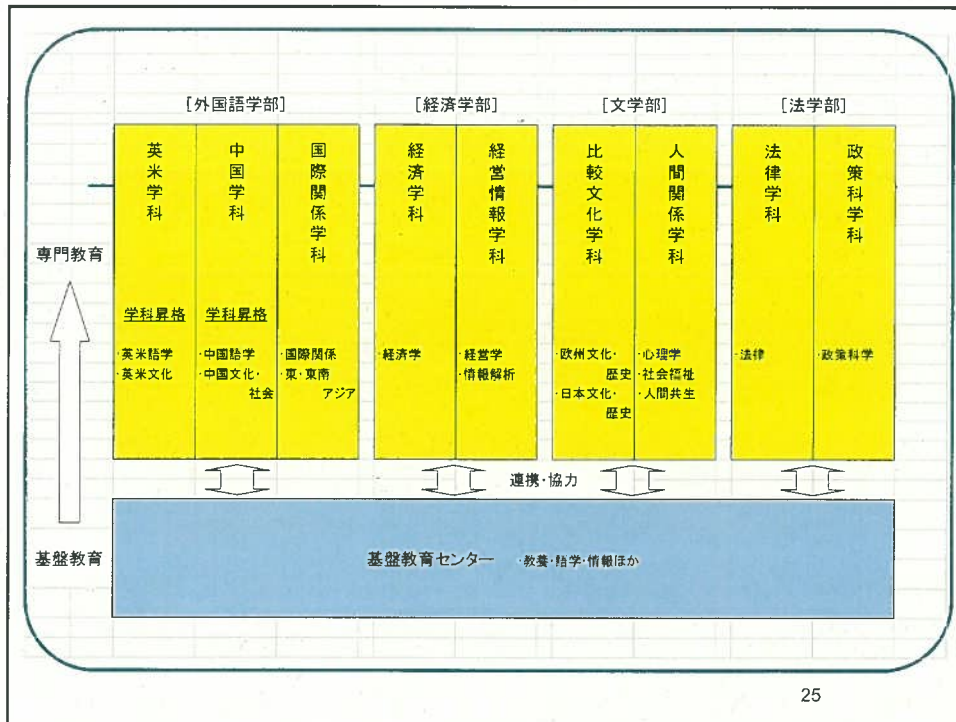
3. ビジネス・スクール新設（学生定員30名）

経済学部学生定員 減少

23



24



25

平成19年度学部学科再編予定（20年度実施）

1. 文系4学部夜間主の見直し
2. 社会システム研究科の修士課程設置－既存文系研究科の再編
3. 国際環境工学部の学科再編
4. 国際環境工学研究科の専攻再編

26

(案)

平成18年7月 日

北九州市長
末吉 興一 様

北九州市地方独立行政法人評価委員会
委員長 石田 重森

意見書

公立大学法人北九州市立大学の平成17事業年度財務諸表及び利益処分の承認について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第34条第3項及び同法第40条第5項の規定に基づく北九州市地方独立行政法人評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

- 1 法第34条第1項に規定する財務諸表の承認については、意見はない。
- 2 法第40条第3項に規定する利益処分の承認については、意見はない。